

令和6年3月13日
海事局安全政策課

国際海事機関（IMO）第10回船舶設備小委員会（SSE 10）の開催結果概要

令和6年3月4日から3月8日にかけて、国際海事機関（IMO）の第10回船舶設備小委員会（SSE 10）が開催されました。今次会合より電気自動車等を積載する船舶の火災対策の具体的検討が開始されました。

今次会合の主な審議結果は以下のとおりです。

1. 電気自動車等を積載する船舶の火災対策

2022年4月に開催された第105回海上安全委員会（MSC 105）において、昨今のリチウムイオン電池搭載自動車（以下「電気自動車」という。）を大量に輸送する船舶の需要があること、電気自動車の電池が自己発火する事故が起きていること等を踏まえ、電気自動車や燃料電池自動車といった新しい動力を用いる自動車を積載する船舶の防火要件を検討することの必要性に合意されていました。

今次会合よりその具体的検討が開始され、主に以下の内容について合意されました。

- ・ すでに実施された新しい動力を用いる自動車の火災事故に関する研究結果や事故報告書等の入手可能かつ信頼できる情報を収集、レビューすること。
- ・ 電気自動車等のハザード（危険性）を従来の内燃機関自動車と比較して特定した上で、自動車に対応する防火要件を検討すること。
- ・ 会期間通信作業部会[※]を設置して、来年2月に予定されている次回会合（SSE 11）に向け引き続き検討すること。

※メールベースで審議を行う作業部会

2. 小委員会の次期議長

多数の国からの推薦を受け、来年の本小委員会の議長に江黒 広訓氏（一般財団法人日本船舶技術研究協会）が選出されました。

上記事項の詳細やその他の審議事項は別紙をご参照ください。

問い合わせ先

国土交通省海事局安全政策課 牧、太巻
TEL : 03-5253-8111（内線 43-555, 43-568）, 03-5253-8631（直通）



国際海事機関（IMO）第 10 回船舶設備小委員会（SSE 10）の主な結果概要

1. 電気自動車等を積載する船舶の火災対策

（1）背景

2022 年 4 月に開催された第 105 回海上安全委員会（MSC 105）において、昨今のリチウムイオン電池搭載自動車（以下「電気自動車」という。）を大量に輸送する船舶の需要があること、電気自動車の電池が自己発火する事故が起きていること等を踏まえ、電気自動車や燃料電池自動車といった新しい動力を用いる自動車を積載する船舶の防火要件を検討する必要性に合意されていました。今次会合よりその具体的検討が開始されました。

（2）今次会合での審議結果

今次会合では、検討の進め方等について審議が行われました。我が国の「GBS^{※1}の考え方に基づいた科学的なステップに基づいて問題解決に取り組むべき。」との指摘等を踏まえ、主に以下の内容について合意されました。

- ・ すでに実施された新しい動力を用いる自動車の火災事故に関する研究結果や事故報告書等の入手可能かつ信頼できる情報を収集、レビューすること。
- ・ 電気自動車等のハザード（危険性）を従来の内燃機関自動車と比較して特定した上で、自動車に対応する防火要件を検討すること。
- ・ 会期間通信作業部会（CG）^{※2}を設置して、来年 2 月に予定されている次回会合（SSE 11）に向け引き続き検討すること。

※1 Goal Based Standard(目標指向型基準)

※2 メールベースで審議を行う作業部会

2. 小委員会の次期議長

多数の国からの推薦を受け、来年の本小委員会の議長に我が国の江黒 広訓氏（一般財団法人日本船舶技術研究協会）が満場一致で選出されました。（任期 1 年、最大 4 回まで再選可）

我が国は、船舶の安全の一層の向上に向け、引き続き本小委員会における議論に貢献してまいります。



SSE 10 の審議の様子



発言する江黒新議長

3. 自己復原型又は天幕付き両面式救命いかだの搭載義務化の検討

(1) 背景

現在、RORO 旅客船には、自己復原型救命いかだ又は天幕付き両面式救命いかだの搭載が義務づけられています。今次会合より、自己復原型救命いかだ又は天幕付き両面式救命いかだの搭載の義務化を新造の旅客船及び貨物船に拡大するための海上人命安全条約（SOLAS 条約）附属書及び国際救命設備コード（LSA コード）改正の検討が開始されました。

(2) 今次会合での審議結果

今次会合では条約改正の適用範囲について審議が行われ、我が国からは、船種や設備による状況の違い等を踏まえ合理的な適用範囲にすべきことを提案しました。この点について、

- ・ 全ての新造旅客船及び貨物船に搭載を義務化すべきとの意見
- ・ 一部の新造旅客船のみに義務化すべきとの意見
- ・ RORO旅客船以外の新造船への適用拡大に反対する意見

が表明され意見が分かれたことから、次回会合（SSE 11）で引き続き審議することが合意されました。

4. 救命艇等の換気基準を定めるための LSA コード及び試験勧告の改正

(1) 背景

船舶事故時に退船に使用された救命艇において、息苦しさにより具合を悪くした乗組員がいた事例を踏まえ、2016 年の MSC 97 におけるバハマ及び我が国の提案に基づき、全閉囲型救命艇、部分閉囲型救命艇及び救命いかだの換気要件を定めるための LSA コード及び救命設備の試験に関する改正勧告（決議 MSC.81(70)）の改正に関する検討が行われてきました。

全閉囲型救命艇の換気要件にかかる改正案は昨年 5 月に開催された MSC 107 において採択され、今次会合では、部分閉囲型救命艇及び救命いかだの換気要件の必要性について引き続き審議が行われました。

(2) 今次会合での審議結果

審議の結果、部分閉囲型救命艇及び救命いかだの換気要件を新たに策定する必要性の有無について前回会合に引き続き意見が分かれたことから、次回会合（SSE 11）においては、換気要件の必要性を示す文書等を提出することが要請され、文書が提出されない場合は審議を終了することに合意しました。

5. フッ素系物質含有泡消火剤の使用禁止にかかる規定の策定・検討

(1) 背景

2019年6月より、その有害性や環境残留性から「残留性有機汚染物質に関するス

ストックホルム条約（ストックホルム条約）」において製造や輸入が廃絶されていたフッ素系物質の一つであるPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）を含む泡消火剤の使用を禁止するためのSOLAS条約附属書、1994年高速船（HSC）コード、2000年HSCコードの改正案（いずれも、2026年1月1日発効予定）の検討が行われてきました。

2023年3月に開催されたSSE 9において、フッ素系物質のうちまずはPFOSのみを規制対象とすることに合意し、上記改正案は、MSC 107において採択されました。一方で、MSC 107において、PFOS以外のフッ素系物質の使用禁止についてSSE 9において設置されたCGにおいて検討を継続することにも併せて合意されました。

今次会合では、上記CGで検討された、泡原液の性能・試験基準及び検査のためのガイドライン（MSC.1/Circ.1312）に関し、PFOS以外のフッ素系物質の使用を禁止する改正の必要性について審議が行われました。

（2）今次会合での審議結果

審議の結果、泡原液の性能・試験基準及び検査のためのガイドライン（MSC.1/Circ.1312）の改正に関して、PFOS 以外のフッ素系物質の使用が禁止されていないことから現時点では改正不要であるが、今後、使用禁止の対象が拡大された場合に再度改正を検討すべきことに合意しました。

また、PFOS 以外のフッ素系物質の使用禁止に関する問題をさらに議論するため、関心国に対し、次回会合（SSE 11）に関連文書を提出することが要請されました。

6. 救命艇等の保守・詳細検査・作動試験等に関する要件(決議 MSC.402(96))の改正

（1）背景

2016年に採択された決議 MSC.402(96)は、救命艇、救助艇、進水装置及び離脱装置の保守、詳細検査、作動試験、解放検査及び修理を実施するための整備要件や、主管庁による整備事業者の認可要件等を定めています。

昨年2月のSSE9後に設置された会期間通信作業部会において、決議 MSC.402(96)の適切な履行にあたり課題として考えられる事項について検討されてきたところ、今次会合では、決議 MSC.402(96)で用いられる用語の定義や認可要件の曖昧さなどの複数の検討事項に対する議論の進め方について審議することとされていました。

（2）今次会合での審議結果

審議の結果、次回会合（SSE 11）に向けて、CG の設置が合意され、決議 MSC.402(96)で用いられる用語のうち「make and type」※の定義を優先的に議論するとともに、複数の検討事項に対する議論の優先付け等を行うこととなりました。

※決議 MSC.402(96)では「make and type」の明確な定義がなく、製品の「製造者と型番」や「製造者と共通の特徴をもつ機器」などの様々な解釈が存在する。

以上